寄付金取扱規程

2010 年 9 月 18 日臨時総会承認
改定　2021 年 6 月 12 日定時社員総会承認
改定　2025 年 6 月 7 日定時社員総会承認

（目的）
第１条　この規程は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
（１）一般寄付金　この法人の会員及び広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金又は寄付物品
（２）特定寄付金　この法人の会員及び広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
（３）国別指定寄付金　この法人の会員及び支援者より受領する寄付金で、その寄付金を使用する事業が行われる国を指定するもの
（４）遺贈寄付金　この法人が、遺言によって受領する寄付金

（一般寄付金）
第３条　この法人は、常時一般寄付金を募ることができる。
２　一般寄付金は、寄付金総額の２分の１以上を定款第４条第１項に定める事業のうち公益目的事業に充てなければならない。ただし、寄付者より使途の指定があった場合はこの限りではない。

（特定寄付金）
第４条　特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集理由、資金使途を説明した書面を理事会に提出し、承認を得なければならない。
２　特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る計算書を会報に掲載するものとする。

（国別指定寄付金）
第５条　国別指定寄付金は、定款第 4 条の海外で行われる公益目的事業に使用しなければならない。

（遺贈寄付金）
第６条　この法人が、遺贈寄付金を受領した場合は、次のとおり取り扱うものとする。
（１）遺言に使途の指定があった場合は、指定された使途に充てる。
（２）遺言に使途の指定がなかった場合は、遺言執行者に故人の希望をふまえた使途の

指定を依頼し、指定された使途に充てる。

（３）遺言に使途の指定がなく、故人の希望が不明な場合は、500 万円までは一般寄付金として受け入れ、500 万円を超える部分は定款第 4 条に定める公益目的事業に充てる。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、総会の決議を必要とする。

付則：この規程は、公益社団法人設立の登記の日（2011 年 4 月 1 日）から施行する。